

秋田県生産性向上・職場環境整備等支援事業費補助金交付要綱

（通則）

第1条 秋田県生産性向上・職場環境整備等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱（令和7年4月1日付け医政発 0401 第5号厚生労働省医政局長通知）及び秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）（以下「財務規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（事業の目的）

第2条 本事業は、医療人材の確保が喫緊の課題となっている中で、限られた人員でより効率的に業務を行う環境の整備費用を補助することにより、業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善につなげることを目的とする。

（交付の対象）

第3条 この補助金の交付の対象となる施設は、秋田県内に所在し、かつ、令和7年3月31日時点で診療報酬におけるベースアップ評価料を届け出ている病院、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護事業所（以下「対象施設」という。）とする。

（補助対象経費）

第4条 この補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる事業とする。ただし、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの取組を補助対象とする。

事業区分	取組種別※	具体例
①	I C T機器等の導入による業務効率化	タブレット端末、離床センサー、インカム、WE B会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の新たな導入
②	タスクシフト／シェアによる業務効率化	医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア
③	補助金を活用した更なる賃上げ	処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

※事業区分①から③の取組を複数組み合わせた場合も補助対象とする。ただし、第5条に定める施設種別ごとに定める1施設当たりの補助上限額を限度とする。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次の表の施設種別ごとに定める1施設当たりの補助上限額と、前条に規定する補助対象経費の実支出額を比較して、少ない方の額を選定する。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

施設区分	施設種別	1施設当たりの補助上限額
ア	病院 有床診療所（医科・歯科）※	許可病床数×4万円 ただし、許可病床数は、医療法第27条の規定により使用許可を受けた許可病床数を基準とする。
イ	無床診療所（医科・歯科） 訪問看護事業所	1施設×18万円

※許可病床数が4床以下の有床診療所にあつては、施設区分イを適用する。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次のいずれかに掲げる書類を、別に定める期日までに提出しなければならない。

(1) 申請日までに対象事業の実施が完了している場合

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書兼実績報告書（様式第2号）

(2) 申請日までに対象事業の実施が完了していない場合

- ① 補助金概算払交付申請書（様式第3号）
- ② 事業計画書（様式第4号）

2 知事は、審査にあたって必要があると認めるときは、経理状況その他の事項について申請者に関係書類の提出を求め、又は実地に調査を行うことができる。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助金を目的以外に使用してはならない。
- (2) この補助金と補助対象が重複する他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (3) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けてはならない。
- (4) 補助金の申請は、1施設につき1回限りとする。
- (5) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者が開設、運営又は出資する施設は、交付の対象外とする。

2 次に掲げる場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更するとき（軽微な変更を除く。）
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止するとき

3 補助事業が予定の期間内に完了しない、又は遂行が困難になったと見込まれるときは、

速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(軽微な変更)

第8条 前条第2項第1号に定める軽微な変更の範囲は、次に掲げるすべてに該当するものとする。

- (1) 補助金の交付条件に反しない事業内容の変更であって、事業目的の達成に支障がないと認められる取組内容の変更
- (2) 補助対象経費の20パーセント未満の増減変更
- (3) 補助対象経費の20パーセント未満の取組種別間の配分の変更

(交付の決定)

第9条 知事は、第6条の規定により申請があったときは、この内容の審査により、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとし、変更交付決定の通知は、変更交付決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 申請者は、補助事業を完了したときは、補助事業実績報告書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。ただし、第6条第1項第1号の規定により交付申請が実績報告を兼ねている場合は、この限りでない。

- 2 前項の報告書の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して10日を経過した日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から10日を経過した日)又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、財務規則第256条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、申請者にその旨を通知するものとする。

- 2 知事は、確定した補助金の額が、交付決定額と同額である場合は、前項の通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第12条 当該補助金は、第9条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いをすることができる。

- 2 申請者は、補助金の支払いを受けようとするときは、請求書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。
- 3 申請者は、補助金の概算払いを受けようとするときは、補助金概算払交付申請書(様

式第3号)を前項の請求書に添えて提出するものとする。

(申請の取下げ)

第13条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、補助金に係る交付の決定はなかったものとみなす。

(財産処分の制限等)

第14条 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。

2 申請者は、前項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

3 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

4 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

5 この補助金の交付を受けた対象施設は、厚生労働省が行う、この補助金に関する調査等への協力の求めがあった場合に応じなければならない。

(帳簿等の整備)

第15条 申請者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の交付日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

2 事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(消費税仕入控除税額の報告)

第 16 条 消費税及び地方消費税に相当する金額は、原則として補助対象としない。ただし、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額が確定した場合（0 円を除く。）には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第 10 号）により、速やかに知事に報告することを条件に、補助対象経費に含めることができる。なお、この場合において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 17 条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときには、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(1) 第 7 条の条件に違反したとき

(2) 補助金の交付を受けた後に対象施設及び補助対象事業に該当しないことが明らかとなったとき

(3) その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが明らかとなったとき

2 知事は、第 11 条の規定により確定した補助金の額が、既に交付した補助金の額に満たないときは、その確定した補助金の額を超える部分について期限を定めて返還を命ずるものとする。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 5 日から施行する。